

社会福祉法人中島村社会福祉協議会
虐待防止のための指針

社会福祉法人中島村社会福祉協議会

虐待防止のための指針

社会福祉法人中島村社会福祉協議会
中島村社会福祉協議会居宅介護支援事業所
中島村社会福祉協議会指定通所介護事業所
中島村地域包括支援センター

社会福祉法人中島村社会福祉協議会（以下「本会」という）が実施する事業における利用者への虐待を防止するために本指針を定める。

1. 虐待を防止のための基本的な考え方

利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、関係法令に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。
また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止のための体制

(1) 虐待防止検討委員会の設置

①設置の目的

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図る。

②虐待防止検討委員会の構成メンバー

- ・ 事務局長
- ・ 係長
- ・ 各事業所の虐待防止担当者
- ・ 事務局長が必要と認めるもの

③虐待防止検討委員会の委員長は、事務局長が指名する。

④委員会は、委員長が招集する。

⑤虐待防止検討委員会の協議事項

(ア) 委員会その他本会内の組織に関すること。

- (イ) 虐待防止のための指針の整備に関すること。
 - (ウ) 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
 - (エ) 虐待等が発生した場合の対応に関すること。
 - (オ) 虐待等の発生原因分析と再発防止及び防止策についての評価に関すること。
- (2) 虐待防止検討委員会は協議の結果をすべての職員に周知徹底する。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。
- (3) 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

5. 虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに中島村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の生命と権利の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、管理者に報告し速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における利用者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関へ通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (7) 虐待が発生した場合の対応については「市町村・都道府県に高齢者・障害者虐待への対応と擁護者支援について（厚生労働省老健局）」を参考に対応することとする。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、中島村成年後見センター（中島村地域包括支援センター）、中島村保健福祉課を案内する等の支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の相談については、各事業所の管理者が受け付けし、受け付けた内容を委員長に報告する。

- (2) 虐待等の相談で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」により対処する。
- (4) 対応の結果は管理者を通じて相談者にも報告することとする。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても本指針をいつでも閲覧できるよう、事業所に備え付けることとする。また、本会のホームページにおいても公開する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

- (1) 権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。
- (2) 虐待防止に係る本指針に定めのない状況が発生した場合は、その都度委員会で協議する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

相談受付・報告の流れ

